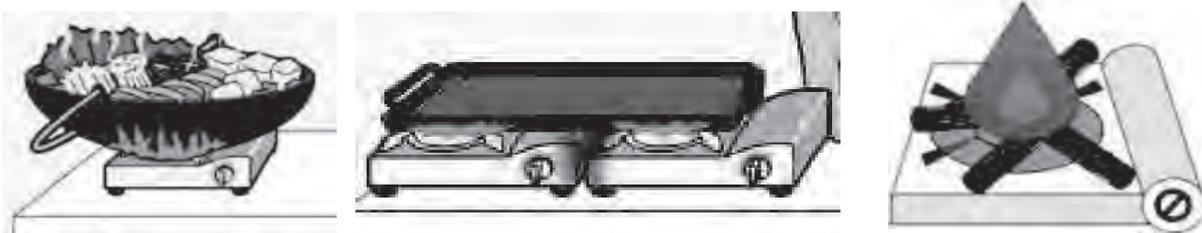


双葉消防本部からのお知らせ

今年も残すところあと1ヶ月となりました。寒さが厳しくなり、鍋料理を食べる機会も増えてきます。今回はカセットコンロの注意点を紹介します。取扱に注意し、今年1年を締めくくしましょう!!

◇下記のような使い方は、コンロ本体に熱が伝わり、**ボンベの爆発**やテーブルの破損、**事故の原因**となります。絶対にしないで下さい。

- ☆ カセットコンロをおおうような**大きな調理器具**は使用しないで下さい。
- ☆ カセットコンロを**2台以上並べて**使用しないで下さい。
- ☆ **炭の火おこしは危険**です。



ガスボンベは必ず使い切って捨てましょう!

- ☆ ボンベを振ってシャカシャカ音がしたら、まだガスが残っています。**完全に使い切って捨てましょう。**
- ☆ ガスが残ったまま捨ててしまうと、収集車内で**火災の原因**になります。ガス抜きをして、**正しい方法で捨てましょう。**



【平成26年度全国統一防火標語】

もういいかい 火を消すまでは まあただよ

□お問い合わせ 富岡消防署(楢葉分署) ☎0240-25-2119
浪江消防署(川内出張所)☎0240-38-2119

国民健康保険喪失の手続きをお忘れなく

国民健康保険(国保)を喪失する(やめる)手続きは、自動的には行われません。国保の加入者が資格を喪失したときは**異動のあった日から14日以内**に、必ず手続きをしてください。

被用者保険(社会保険など)の適用される事業所に就職したときや、ほかの市区町村に転出したときは、その事実が発生したときに遡って国保資格を失います。しかし、届け出がなければ町の国保もその事実を知ることができない

ので、資格がないのに国保の保険証が手元に残ることになります。この場合、**新しい保険証がまだ手元に届いてなくても、国保の保険証は使えません。資格を喪失してから国保の保険証を使用した場合、あとで町が支払った医療費を返していただくこととなりますのでご注意ください。**

なお、個人の任意で国民健康保険を喪失することはできません。



国民健康保険を喪失する手続き

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険に加入したとき	新しく加入した健康保険証(名前が記載されたもの) または、健康保険取得証明書 国民健康保険証
広野町で国民健康保険に加入していた人が、ほかの市区町村に転出したとき	国民健康保険証
死亡したとき	国民健康保険証

■手続きをする場所 広野町役場 町民保健課 医療年金係

窓口に来るのが難しい場合、郵送での喪失手続きも取り扱います。郵送の場合は、**新しく加入した健康保険証(全員分)をコピーして**、その余白または別紙に、①**窓口に来られない理由**(仕事の都合で窓口での手続きが困難であり、郵送による手続きを依頼したいなど)、②**住所**、③**氏名**、④**電話番号**を記入して**不要となった国民健康保険証(現物)**とともに下の送り先までお送りください。到着次第、喪失処理を行います。**簡易書留**で郵送すると郵便を配達した記録を残すことができます(郵便局へ持参する必要があります)。

・送り先 〒979-0402 広野町大字下北迫字苗代替35

広野町役場 町民保健課 医療年金係

☎町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113